

# 今後の手続きについて（ご案内）

様のご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

今後は、下記に該当する手続きが必要なため、平日（8時30分から17時15分）に市役所市民税務課の窓口までおいでください。

**【戸籍・除籍謄本の交付（コンビニ交付サービスも含む）は死亡届出後10日程かかりますのでご了承ください】**

＜問い合わせ＞ 妙高市役所 市民税務課 市民窓口係  
電話0255-74-0009（直通番号） 有線2-3372

該当有無	対象者	手続き	持参していただくもの
	世帯主が亡くなった場合	新しい世帯主は_____様にさせていただきます。 (別の方に変更される場合は新たに届出が必要です)	・手続きにくる方の身分証明 (運転免許証、健康保険証など)
	印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証をお返しく下さい。	・印鑑登録証
	住民基本台帳カードをお持ちの方	カードをお返しく下さい。	・住民基本台帳カード
該当のみ	固定資産を所有していた方	相続人代表者指定届及び未登記物件名義変更届出が必要です。	・印鑑(認印)
該当のみ	125CC以下のバイクまたは農耕車を所有していた方	名義変更または廃車の届出が必要です。 (廃車の場合は標識をお返しく下さい)	・印鑑(認印) ・廃車の場合は標識(ナンバー)を持参してください。
該当のみ	市税等を口座から引き落とししていた方	引き落としが出来なくなりますので、継続して口座振替を希望する場合は、新たに届出が必要です。	・通帳 ・通帳の届出印
	国民健康保険に加入していた方	保険証・その他認定証をお返しく下さい。	・国民健康保険証 (亡くなられた方が世帯主の際は家族全員分をお持ちください) ・その他認定証
		相続人申立、葬祭費の支給申請が必要です。	・喪主の印鑑(認印)及び預金通帳 ・相続人代表の印鑑(認印)及び預金通帳
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保険証、その他認定証をお返しく下さい。	・後期高齢者医療被保険者証 ・手続きする方の印鑑(認印) ・その他認定証
		相続人申立、葬祭費の支給申請が必要です。	・喪主の印鑑(認印)及び預金通帳 ・相続人代表の印鑑(認印)及び預金通帳
	介護保険証、その他介護保険に関する認定証をお持ちの方	介護保険証、その他認定証をお返しく下さい。	・介護保険証(水色) ・その他認定証
該当のみ	国民年金(障害年金・寡婦年金を含む)のみ受給していた方	国民年金未支給請求・死亡届の手続きが必要です。	・亡くなられた方の年金証書 ・請求される方の預金通帳及び印鑑(認印) ・書類代(1,500円程度) ※請求者に優先順位があります。 ※死亡者と請求者が同一世帯でない場合はお尋ねください。
該当のみ	国民年金を受給する前の方	納付状況等により手続きが必要な場合があります。お尋ねください。	・年金手帳 ・請求される方の預金通帳及び印鑑(認印)
該当のみ	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳をお返しく下さい。	・身体障がい者手帳、療育手帳 ・精神障がい者、保健福祉手帳 ・印鑑(認印)
該当のみ	緊急通報装置を設置されている方	取り外しが必要ですのでお申し出ください。	

**●その他の手続きについては、裏面をご覧ください。**

## ●その他の主な市役所での手続き

対象者	手続き	問合せ先
亡くなられた方所有の農地をお持ちの方	農地法の改正により農業委員会への届出が義務化されました。相続人が決まりましたら変更届が必要です。 (登記簿の名義変更前で結構です。)	市農業委員会 【電話 74-0030】
亡くなられた方がガス、上下水道の名義人の方	名義変更または停止の届出が必要です。 料金の口座振替を設定している場合は、振替口座の変更も必要です。振替口座の変更は金融機関窓口でお手続きください。 ※井戸水を使用されている方について手続きが必要な場合があります。	妙高グリーンエナジー株式会社 【電話 72-3566】
亡くなられた方が自動車またはオートバイ(125CC超)の所有者の方	名義変更または廃車の届出が必要です。	手続きの方法等は陸運局や自動車購入店等へお尋ねください。
亡くなられた方が陣場または杉野沢霊園使用者	使用权の承継申請が必要です。 ・妙高市に住所または本籍等のある方へ承継 ・「墓地使用許可証」をお持ちください。	市役所環境生活課生活安全係 【電話 74-0032】

## ●その他の主な市役所以外での手続き

<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金受給者、共済年金受給者厚生年金受給者の方の手続き 厚生年金受給者は上越年金事務所【電話025-524-4115】へお尋ねください。 共済年金受給者は、各共済組合へお尋ねください。</li> <li>農業者年金受給者のかたの場合は最寄のJAへお尋ねください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気に関する手続き 名義変更等の手続きは、契約先へお尋ねください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地や建物の登記簿の名義変更手続き 法務局上越支局【電話025-525-4181】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電話の名義変更手続き 契約先へお尋ねください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の金融機関の口座閉鎖 詳細は各金融機関にお尋ねください。</li> </ul>

## ●故人の所得税、相続税の申告

- 死亡された方の所得税の申告は、亡くなった日の翌日から4ヶ月以内です。
  - 相続された方の相続税の申告は、亡くなった日の翌日から10ヶ月以内です。
- 詳しくは高田税務署【電話025-523-4171】へお尋ねください。

